

第 1 6 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 1 0 月 2 1 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第16回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月21日（月）午前10時00分～10時10分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（4名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

八幡地区 桑原 博之

4 欠席委員・推進委員（4人）

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

川西地区 齋藤 文範

高寺地区 藤川 将仁

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第50号 現況確認証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は 10 番 二瓶委員より欠席の届出があり、9 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、坂下地区 小林推進委員、川西地区 齋藤推進委員、高寺地区 藤川推進委員より欠席の届出があり 4 名です。 それでは、第 16 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 46 号の農地法第 3 条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 47 号の農地法第 5 条の営農型発電敷地用地の更新に係る申請については、総会後に県に進達し、9 月 26 日付で許可となり申請者に対し許可書を交付済みです。 次に、宅地分譲用地への転用に係る案件についても、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に、議案第 48 号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、県での公告となるため、町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、8 番 五十嵐委員、9 番 五十嵐委員の 2 名を指名いたします。
議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第 16 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】

議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 本件は、スーパー等に近い申請地を宅地分譲用地として転用するものです。 宅地分譲用地として転用できるのは、原則として用途区域内の農地に限られます。 用途区域外で宅地分譲用地として転用するには、宅地分譲用地の販売開始から販売断念の期間を定め、その期間内に買い手が決まらなかった場合、転用事業者が住宅を建てるという条件付きであれば許可できるものとなっております。 販売を断念する期間については、事業の規模や住宅需要によって様々なことから、一律的な基準は定められておらず、事業者が判断することとなっております。 本件は3年間で買い手が決まらなかった場合は転用事業者が住宅を建てる事業計画も盛り込まれた許可申請となっております。 申請地は、市街地近傍小集団農地（市街地と同程度の区域に近接する 10ha 未満の規模の農地）である第 2 種農地と考えられます。 一般基準は、住宅を建てることを含めた資力については自己資金と借入金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。

7 番 渡部委員	本件について調査の結果を報告します。10 月 11 日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲受人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲渡人には同日 11 日に家族へ電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲受人に対し、申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 50 号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	本件は、耕作条件が不利であることから 20 年以上耕作することが出来ず、現在では山林化しており、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。 事務局で現地確認を実施しようと試みましたが、付近が山林と

	いうこともあり、道のりも険しく現地までたどり着くことができませんでしたので、担当地区の鈴木委員と航空写真により確認しました。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
2 番 鈴木委員	本件について調査の結果を報告します。 先ほどの事務局説明のとおり、申請地は現地確認が困難な場所であることから、10 月 11 日に事務局とともに航空写真により調査しました。 議案書の 8 ページにもあるように、申請地は山林化しており農地に復元することは困難な状況であることから非農地であると判断しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について、非農地であることに賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、本件については、非農地であると認め、証明することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第 16 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年10月21日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員